

第12次基本計画の策定について

1 趣旨

基本構想2030の前期計画である第11次基本計画が令和7年度末をもって計画期間満了となることに伴い、後期計画として第12次基本計画（令和8年度～12年度）を策定するもの

2 策定に当たっての基本的な考え方

- ①基本構想2030の後期計画として、基本構想に掲げる 基本理念・行動目標 のもと、「松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会」「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」の実現を図る。
- ②第11次基本計画の評価・検証を通じ、各施策の現状と課題を整理 するとともに、[時代や環境の変化を踏まえ](#)、改めて次の5年で「何のために何をする」のかを明らかにし、具体的政策・施策等を体系化

重視する視点

- インフレ状況下における持続可能なまちづくり
- ジェンダー平等の更なる推進
- 国際文化観光都市
- 東京一極集中の是正と多極集住

- ③「まち・ひと・しごと創生法」に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（松本版総合戦略）」を包含。松本市人口ビジョンについても見直しを行う。

第12次基本計画の策定について

3 策定スケジュール

